

訪問介護サービス重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

名称	一般社団法人しずく
所在地	福岡県糸島市二丈深江 2 丁目 4 - 3
電話番号	092-332-2490
代表者氏名	代表理事 白谷美和

2 事業所の概要

名称	ヘルパーステーションはなのしずく
所在地	福岡県糸島市二丈深江 2 丁目 4 - 3
電話番号	092-332-2490
介護保険指定番号	4073501654
サービスの種類	訪問介護
サービスを提供する地域	糸島市

3 職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	資格等
管理者	1		介護福祉士
サービス提供責任者	1 名以上		介護福祉士または看護師
訪問介護員		3 名以上	介護福祉士、ヘルパー 1 級、2 級

4 営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前 8 時～午後 6 時
訪問介護 サービス対応時間	午前 6 時～午後 10 時

※電話等により 24 時間常時連絡が可能

5 運営方針

訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を心を込めていたします。

6 サービスの内容

① 身体介護

食事、入浴、排泄、衣類の着脱、身体整容、その他必要な身体介護を行います

② 生活援助

利用者の為の買物、調理、掃除、洗濯等を行います。

③ 通院介助

病院等に付き添い乗車または降車の介助や移動の介助、受診手続き等を行います。

④ その他のサービス

相談援助、情報提供を行います。

7 利用料金

(1) 利用料

介護保険適用サービスの場合は、下記の料金の 1 割 (所得段階に応じて 2 ～ 3 割負担) が利用者負担額となります。

但し、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

・通常時間帯 (8 : 00～18 : 00)

	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満
身体介護 (同一建物減算)	1698 円 (1528 円)	2542 円 (2288 円)	4033 円 (3713 円)	5908 円 (5429 円)	6763 円 (6217 円)
生活援助	20 分～45 分未満		45 分以上		
	1865 円		2292 円		

同一建物減算 : (1 月につき) 月間の利用層単位数 (基本報酬 + 各種加算・減算) $\times$ 90 %
(ホームホスピスしずく入居の場合)

・通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う必要がある場合は、次の割合で料金に割増 料金が加算されます。

早朝 (午前 6 : 00～午前 8 : 00)	25%増
夜間 (午後 6 : 00～午後 10 : 00)	25%増
深夜 (午後 10 : 00～午前 6 : 00)	50%増

・加算

初回加算 (1 月につき)	2084 円
緊急時訪問介護加算 (1 回につき)	1042 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (新加算) (1 月につき)	月間の利用単位数の 22.4% が加算

(2) 料金のお支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日までにお支払いください。お支払い方法は、口座振込みまたは現金になります。

8 サービスの利用についての留意事項

(1) ホームヘルパーについて

下記の事情が生じた場合、担当のホームヘルパーを変更させていただく場合があります。

- ・ホームヘルパーが退職、疾病などでサービス提供ができない場合
- ・サービス内容または訪問時間が変更になった場合

(2) サービス提供について

- ・サービスは、「訪問介護計画」に基づいて行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況、事情、意向等に十分配慮します。
- ・サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。(ホームヘルパーがサービスを提供する上で、事業所に連絡する必要がある場合は、電話を使用させていただきます。)

9 プライバシーの保護について

利用者のプライバシーの保護の取り組みに関し、個人情報についての法令・規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集、利用者の羞恥心への配慮をいたします。

10 BCP（業務継続計画）について

当事業所では、地震・風水害・感染症の発生などに備えて、事業継続計画（BCP）を策定しています。

緊急時には利用者および家族の安全確保を最優先に行い、可能な限りサービスを継続または早期再開できるよう努めます。

また、年1回以上の訓練を実施し、体制の見直しを行っています。

11 虐待防止への取り組み

当事業所では、利用者の人権と尊厳を守るため、虐待防止指針を定め、全職員に周知しています。

虐待防止責任者（代表理事 白谷美和）のもと、年1回以上の研修を実施し、虐待の未然防止に努めています。

万一、虐待の発生やその疑いが生じた場合には、速やかに関係機関に報告し、利用者の安全確保と再発防止に努めます。

12 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、直ちに主治医と親族、居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

【主治医】

医療機関名	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族の緊急連絡先】

1		続柄	
氏名			
住所			
電話番号			
2		続柄	
氏名			
住所			
電話番号			

13 苦情相談窓口

・当法人代表理事兼管理者 白谷 美和 092-332-2490

公的機関の相談窓口

・糸島市 介護・高齢者支援課 092-323-2070

・福岡県国民健康保険団体連合会
介護保険相談窓口 092-642-7859

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に基
いて、重要な事項についての説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 福岡県糸島市二丈深江2丁目4-3

名 称 一般社団法人しずく

代表理事 白谷 美和 (印)

事業所 名 称 ヘルパーステーションはなのしずく

説明者 印

私は、契約書及び本書面により重要な事項についての説明を受けました。

※利用申し込みの判断能力に欠けている場合は、代理人の印をいただきます。

利用者 住 所

氏 名 (印)

代理人 続 柄

住所

氏 名